

「建築物石綿含有建材調査者講習」について

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました。(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

当協会で実施する講習

- (1) 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習(一戸建て等)

※ 一般建築物:一戸建て等を含む全ての建築物

一戸建て等:一戸建て住宅及び共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や店舗併用住宅は含まれない。

主な受講資格

- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者
- (2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- (3) 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- (4) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- (5) 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- (6) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

注) 受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

カリキュラム

(1) 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

	科目等	時間
科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目	石綿含有建材の建築図面調査	4時間
科目	現場調査の実際と留意点	4時間
科目	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査(筆記試験)		1.5時間
合 計		12.5時間

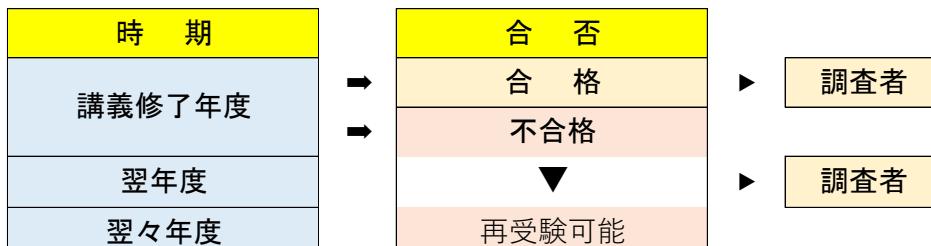
(2) 建築物石綿含有建材調査者講習(一戸建て等)

	科目等	時間
科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目	一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1時間
科目	現場調査の実際と留意点	3時間
科目	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査(筆記試験)		1時間
合 計		8時間

※石綿作業主任者技能講習修了者は、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」(1時間)が

免除されます。

修了考査(筆記試験)



修了考査(合否判定基準) (建築物石綿含有建材調査講習事務に関する規程第25条)

修了考査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とする。ただし、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の免除者については、免除科目以外の科目を受験するものとし、受験科目の配点の合計をもって満点とする。

2 合格は、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の60%以上である場合を合格とする。

3 不合格者は、前項の合格基準に合致しない者及び不正行為を行った者とする。